

「拠出資本と留保利益の区別」の 基礎的な想定と制度会計的な位置づけ

小樽商科大学准教授 石川 業

1 序—本稿の課題

「拠出資本と留保利益の区別」(以下、もっぱら単に「区別」と呼ぶ)については、かつて著名な会計研究者の間でも長らく、その具体的なあり方の工夫にまで踏み込んだ検討が行われていた(たとえば、中村(1975) Chaps.1-6)注(1)。その蓄積は、「区別」に意義があるという仮説ないし結論では一致をみていたことの、表われだったのかもしれない。しかし、とくに現在、そもそも「区別」が(なぜ)必要であるのかについての結論は、明らかに一様ではなくなっている。積極的な評価から消極的な評価まであるうえに、どちらの評価の内側にあっても、その根拠がまた多様である(たとえば、石川(2007b、2011a))。

このような推移ないし現状が生じてくるのは、それぞれの見解で念頭に置かれる文脈・想定がもともと一様ではないからである。もちろん、結論(結果)が違っているとき、それを支える直接的な根拠(原因)から違っているのはほぼ自明なのであろう。とはいえ、とくに「区別」の意義をめぐる結論は以下で述べていくと

おり、直接的な根拠の、さらにその背景を取り巻いている文脈・想定によって影響を受けやすかった。そうだとすれば検討の対象には、より根本的な、その想定(の合理性)までが含まれてよい。

簡単な例で多少とも具体的な説明を示そう。たとえば、「区別」に意義があるとみられるのは、「それが当事者間の利害調整で使用されるからである」という根拠が語られるとする(逆に、「区別」に意義がないとみられる場合なら、この根拠に対する反論を想起してみればよい)。このとき、もう少しその直接的な根拠を俯瞰して(因果連鎖を辿って)みれば、そもそも利害調整は会計の役割なのか、そうであるとしても具体的にどういう当事者による、どういう利害調整の局面・あり方が念頭に置かれるのかといった、上掲の根拠を背後で支える文脈・想定もまた、導かれる結論に影響を与えてくるはずである注(2)。

だが、それらのいわば前提を明確に自覚したかたちで議論が行われてきたのかと問われたら、肯定的に確答できる論稿は多くないであろう。結論の相違は、その(直接的な)根拠に焦点を絞った議論の、もっと上流の分岐点から派

生し得るのに、である。たしかに、このことはほかの論点にも多かれ少なかれ共通する。それでもとくに「区別」の意義をめぐっては、情報提供と利害調整という、会計の大枠的な機能分類の視座・次元にとどまらず、後述のようにもっと具体的に、受託責任（の解除まで）をも視野に入れるのかどうか、また、ルール形式として会計基準だけを見るのか法律までをもみるのかといった、日本の制度会計をめぐって論者ごとに方針が異なりやすい分岐点についても、広く想定を問われる。それだけ「区別」は、集約的・総合的な論点であると同時に、会計の役割・あり方として、なにをどれくらい視野に入れるのか、とりわけ、制度会計論と呼ばれる領域のどの側面をみるのかに関わる、線引き（境界線上）の論点でもある、ということなのかもしれない。そうであるなら一層、結論へと至る基礎的な想定を、解きほぐしておく必要がある。

以上の見方から本稿は、次の第2節でまず、会計の2つの機能を意識しながら議論のベンチマークないし出発点を設定する意図をもって、「区別」を支える原初的・基礎的な想定を抽出しよう。続いて第3節では、その基礎的な想定が、とくに現在の日本に通用するのかどうか、また、通用するときは、より具体的にどのような局面・意味においてであるのかを確認しつつ、そこから「区別」と受託責任（の解除）との、1つの関係を見出す。それを念頭に置きながら次の第4節では、受託責任の解除や「区別」と、会計基準・原則や法律等のいわばルール形式とが、どのような関係にある（あり得る）のかについて、ルール形式それ自体に与えられる想定までを視野に入れながら考えてみたい。最後の第5節では結論として、「区別」の制度（会計）的な位置づけを本稿なりにあらためて確認するとともに、それが会計ルールの研究（制度会計

または会計基準の研究）にもたらし得る示唆をまとめる。

2 「拠出資本と留保利益の区別」と会計の機能の想定

本節では、1つの仮説群として、（なかでも現在の日本に至ってくると見込まれる）「区別」の基礎的な想定を示す。それにより、「区別」の意義をめぐって、多様な見解の結論的な特徴ないし相違だけでなく、それらをもたらし根本的な分岐点までが明確にされやすくなるはずである。そのための題材は唯一でないと思われるが、ここでは、1794年プロシア普通国法（Allgemeines Landrecht für die preußischen Staaten；プロイセン一般ラント法とも訳される）を選ぶことにする^{注(3)}。

同法を題材にするのは、（いくつかの理由のうち当面必要と思うものを示せば）それが日本の制度会計の沿革上にあるうえ、組合（Gesellschaft）や商事会社（Handlungsgesellschaften；複数形が原語。現在の合名会社に相当する）といった、出資者が無限責任を負う企業形態での「区別」のあり方を、すでに示していたからである（詳しくは、石川（2010、2011b））。この点で、同法はまず、出資者の有限責任と引換えの債権者保護を目的にした配当規制が、「区別」と最初から論理的・直接的に結び付くわけではない（「区別」の本質的根拠にならない）ことを示している。

そこでの「区別」を、背後から支えていたとみられる【基礎的な想定】をまとめると、後述するとおりの3つになった。それらの間には、特定の「区別」のあり方をもたらし、

- (1)目標（一般的な用途）
- ⇒(2)手段（会計の対象）
- ⇒(3)手段の準備（会計の単位）

という関係が成り立つよう、まとめが行われている。この作業には、主観の介入がないといいきれないが、規範理論における用語の使用法と考え方の順序（大日方（2013）3）は意識されている。

【基礎的な想定(1)一般的な用途：出資者・経営者間の財産分配をめぐる利害調整】

「拠出資本と留保利益の区別」は、企業の形態を問わずに、どれだけの財産を経営者の手許に残してどれだけの財産を出資者に分配するかについて彼ら（当事者）が検討・議論を行うときの、いわば（到達点というよりもむしろ）出発点とされていた。そういう用途の標準的な慣行として「区別」は、出資者・経営者間の財産分配をめぐる利害調整の到達点に向けて任意変更可能な、初期設定ないし予備の公的ルール（プロシア普通国法）にも取り込まれていた。

【基礎的な想定(2)会計の対象：経営者から出資者への直接的なアウトフロー確定の基礎】

その一般的な用途を予定する「区別」は、とくに経営者から個別の出資者に対する財産分配（損益分配ないし持分（出資）払戻し）が生じる局面・文脈・想定のもと、そこでの金額確定の基礎・根拠を与える役割を担っていた。その財産分配のあり方として、具体的に想定されていたのは、資本市場をつうじた企業価値の分配というよりは、個別の債権者に対する借入金返済・利息支払いに類似した上記の、経営者から出資者に対する直接的な財産のアウトフローであった。

【基礎的な想定(3)会計の単位：出資者から経営者への直接的なインフローと、事業活動から

のインフローとが帰属する、事業の単位ないし出資者の単位】

上述のような一般的な用途と、そのための会計の対象とを見越して事前に、出資者から経営者への直接的な財産拠出（拠出資本）の把握と事業活動からの利益持分（留保利益）の把握とが別個に行われ、「区別」が準備・構築されていく。それら2つのインフローの把握のあり方は、たとえば1つの企業に1つの「区別」だけしか構築できないような拘束や一意性が課されるものでなく、事業（部制など）のあり方、および、出資者ごとの持分・財産分配（割合など）のあり方に応じつつ、事業別ないし出資者別に行なわれ得るものであった。

ここで最初に基礎的な想定(2)は、資本市場が未成熟な時代のプロシア普通国法のもとでは、自然な内容であったろう。この想定がさらに、出資者ごとの人名勘定の設定をもたらすような想定(3)へとつながっていた。これらの基礎的（原初的）な想定を抽出しようとしたことも、かなり古い同法をあえて題材として選んだ理由になった。ただ、それらの想定は、（次節で）現代にあてはめてみる場合だけでなく、たとえあくまで対象をプロシア普通国法に限定するというのにとどめる場合でさえ、決して当然ではないのであろう。次に述べるように、ある論者にとっては自然な想定も、ほかの論者にとってまで自然であるとはかぎらない。

具体的にはまず「区別」の基礎的な想定(1)として示した一般的な用途は、会計の機能の2分類（たとえば、安藤（2002））を規準にしていうと、会計数値にもとづいた（情報提供ではなくて）利害調整を想定していることになる。ここで、それについての賛否自体が、結論へと至る前の

1つの分岐点になり得るであろう。利害調整を会計の機能に含めない論者にとっては、「区別」がそもそも会計上の論点ではないという（「区別」の会計的な意義には消極的な）結論になるはずである。だが、利害調整が会計の機能として広く認知されている現状にあっては、この結論も容易でなかろう^{注(4)}。

ならば、もっと注目する意味のある分岐点は、利害調整を会計の機能として認めるとしても、そこに、財産分配が会計数値にもとづいて行われることを含めるのか含めないのか、であるとみられる。法規定にもとづく財産分配といえは、強行規定に縛られた（債権者保護を目的とする）強制的な配当規制だけが想起されやすいのかもしれない。しかし、本節の初めのほうで述べたとおり、そういう連想に特段の必然性や説得力はない。それより、上述した「区別」の基礎的な想定(1)は、当事者（出資者・経営者）たちの合意があれば変更も可能な任意規定の形式で法律に取り込まれていたし、もともとその規定は、彼らの自発的な財産分配をめぐる利害調整に向けた「区別」の実務に整合的なものと理解できたのである（石川 2011b）。

もとよりそういった任意ベースの財産分配は、（かなり焦点を絞った見方になるかもしれないが）企業の財産を経営者と出資者のうちどちらに直接的に支配させるかという論点としては、経営者への報酬と実質的に共通する側面をもつと考えられる。もちろん報酬の場合、受け取る財産の所有権は経営者に移るのだが、別にそうではなくとも、企業に残されて多かれ少なかれ任意的に使用可能な財産からでも、程度の違いこそあれ経営者は同じ性質の効用を得る可能性がある（所有権が会社に帰属する財産を使って、経営者はもっぱら自分だけの効用を高めていたという事例も想起できる）。とすれば、一般的に経

営者報酬のほうが会計数値にもとづく利害調整の対象とされている状況に対して、とくに任意的な財産分配のほうをその対象から外すには説明が必要になると思われるが、それもまた容易ではないのであろう^{注(5)}。

それに加えて、次のことも確認しておこう。一口に「資本と利益の区別」と同じように呼ばれても、期間損益計算を左右する「元入資本と期間利益の区別」のほうがまずは重要だという、とくに情報提供を意識した（おそらく一般的な）見方が、利害調整を意識した「拠出資本と留保利益の区別」の意義を否定するわけではない。これら2つの段階の「区別」は、一方の重要度が上がる分だけ他方の重要度が下がるような、相互排他的・競合的な関係ではなくて、連繫・両立し得る関係にある（石川 2007b）。その連動性が理由でもあるが、企業に都合のよい結果を狙う会計処理の選択も、2つの「区別」の両方をめぐって行われ得る。その意味ではどちらも、会計の過程・内側に影響する論点として、違いない^{注(6)}。

ここまでのように（表面的に）みるかぎり、上述した「区別」の基礎的な想定は少なくとも、いわば内生的・論理的な仮説としては否定されない、とみられる。そうだとして残る論点は、とくに現在、実際に財産分配のために「区別」が使われるのか（役に立つのか）どうかという、どちらかといえば外生的・経験的な是非、効果の有無であろう。この類いの是非が期間利益のほうについて問われてきたのも、その数値自体がたとえば、企業価値変動を表わしたり、直接的に投資意思決定を左右してくるような情報を提供するとはかぎらないからである。「区別」もまた、財産分配をめぐる利害の調整を直接に裁くわけではなく、実際に、留保利益がすべて必ず企業外に分配されたり、拠出資本がすべて

必ず企業内に維持されたりするわけではない。だから、上の期間利益に対してと同類の問いを（しかし、それよりもはるかにずっと遅れながら）「区別」は突き付けられることにもなり得る。その「区別」の実用面については（本稿が語れることはきわめて限られるが）、次節に検討の場を移そう。

3 「拠出資本と留保利益の区別」と受託責任の解除の想定

前節にまとめた「区別」の基礎的な想定は、さまざまな要因を（出資者有限責任や開示規制も）取り払って本質的なものがみえやすくなるように、できるだけ規制が少なかった時代の、相当に古いルールから読み取られていた。狙いがあってのこととはいえ結果として、その内容は基礎的である一方、原初的・懐古的に過ぎるようにはみえるかもしれない。そこで、その想定がとくに現在の日本にも通用するものであるかどうか、より具体的・直接的に確認してみよう。

そのための題材には、前節で取り上げたプロシア普通国法における組合規定および商事会社規定との対応・連続性を意識して、まずは現在の日本における民法上の組合規定および（会社法上の）合名会社規定を選んでおきたい。それによって確認される基礎的な想定は、あとで、さらに追加されていく事例的な資料とあわせて（相当に限定的な範囲ではあるものの）現実性を試される。そしてこれらの作業からは、いままで必ずしも明確には認識されてこなかったと思われる「区別」の役割の一側面（出資者持分に、受託責任の解除に関わる特定の・具体的な意味を伴わせる役割）がみえてくることになる。

そこに向けて最初に注目したいのは、「組合員の損益分配の割合」と題された、現行民法第

674条^{注(7)}である。同条は、当事者の間での合意（組合契約または総組合員の合意）にもとづく別段の定めがあれば従わなくてよい、任意規定である（たとえば、鈴木（1993）125-129（品川孝次））。そのためでもあるのか、この規定がいう「損益」の意味は条文上、明確にされていないが、ここでとくに関心のある、当事者間の合意がない場合の一般的な解釈によれば、それはまずは留保利益または繰越損失を意味するという（たとえば、鈴木（1993）126（品川））。また、その損益は、初期設定的・予備的に「各組合員の出資の価額に応じて」分配されるが、そのためには必然的に、拠出資本の金額の把握については「区別」が必要である。さらに関連して、「脱退した組合員の持分の払戻し」という題が付された、現行民法第681条第2項^{注(8)}では、そこでいう「持分」の金額について具体的な内容が示されていないものの、後続の同法第688条第3項^{注(9)}から、組合における出資額（拠出資本の金額）の記録がそこでも前提にされているとみられる（納屋2005）。

次に、「社員の損益分配の割合」と題された、合名会社についての平成17年制定会社法第622条^{注(10)}をみてみよう。同条は、上でふれた民法第674条とはほぼ同じ文言および解釈が与えられる規定である^{注(11)}。もともと平成17年改正前商法でも同法第68条^{注(12)}をつうじて、上の組合規定が準用されていたところであった（たとえば、上柳・鴻・竹内（1985）215-217（伊沢和平））。また、ここでも関連して、「出資の払戻し」という題が付された、会社法第624条第1項^{注(13)}をみれば、そこでも、合名会社における出資額（拠出資本の金額）の記録が前提にされているといえよう。

このように、現在の日本における組合規定・合名会社規定にあってもなお、財産分配（損益

分配ないし持分（出資）の払戻し）をめぐる、「区別」にもとづいた利害調整が、上述の基礎的な想定と整合的なかたちで、初期設定されている^{注046}。出資者が無限責任を負う、これらの企業形態における「区別」は、債権者保護よりも先に、出資者と経営者の間の利害調整のために使われることが想定されている、といえよう。もちろん、そのこと自体も決して無視できない事実だと思われるが、もっと重要なのは、実務における当該任意規定の運用のあり方であろう。強行規定ではないので、そこからの離脱もあり得る状況で、「区別」が実際に活用されているとすれば、それは具体的に、どのようなかたちにおいてであるのか。それがここでの関心事になる。とはいえ、その実態の把握は容易でない。たとえば、民法上の組合における、貸借対照表の様式例や基準として、「区別」を前提にしたものをみかけることはあるが、それだけで現実の「区別」の具体的な役立ちは見えてこない。

そこで、限界があることを承知しながらも、ここでは協同組合（とくに中小企業協同組合）における、いわゆる持分払戻しの事例に依拠して、「区別」の基礎的な想定がもっている現実性を探ってみよう。本節でここまで、民法上の組合と合名会社における損益分配だけでなく、持分（出資）の払戻しにまでふれていたのは、その作業に向けた伏線でもあった。ここで協同組合を題材とする最大の理由は、関連の事例・判例にふれる文献が比較的多い点にある。ただ、この企業形態における出資責任は有限であり、その点では民法上の組合と合名会社についてのここまでの検討と整合がとれなくなる。しかし、その点は、持分の払戻しまで視野に入れるここではむしろ、好都合な材料でもある。なぜなら、その実例は、有限責任の場合に限って拠出資本

の払戻禁止のために「区別」は必要とされる、という想定を覆すからである。無限責任の場合から「区別」はすでに行われたというここまでの知見に加えて、有限責任でも行われる持分の払戻しと「区別」との関係があらためて（株式会社以外でも）確認されたら、以下でみる事例も企業形態に左右されない一般性を高めることになる。

事例解説等^{注05}にもとづいて結論的にいうと、（脱退）組員に対する持分払戻しの金額算定にあたっては、必ず、組員したがって出資者ごとの拠出資本金額が把握されている必要がある。というのは、どの事例でも各出資者の「持分」には少なくとも、それぞれの拠出資本金額が含まれるからである。その一方で、留保利益額が各出資者の持分に含められるかどうかは、彼らの合意（定款）次第である。たとえば、途中脱退の組員には拠出資本金額だけが払い戻されるという、多数派を占めるといわれている当事者間の合意のもとでは、留保利益額は当該組員の持分に含まれない^{注06}。もちろん、そういう合意と異なる場合には、留保利益額が持分に含まれ得ることになるのだが、その配分額も拠出資本金額をもとに決められる^{注07}。したがって、いずれにしても「区別」が必要とされることは明らかであろう。そのために、とりわけ拠出資本金額が借入金額のように記録管理される点は、前節でまとめた基礎的な想定⁽²⁾とも整合的である^{注08}。

以上のような実務には、次に示す含意があると考えられる。「区別」にもとづく持分払戻し（のうち、とくに拠出資本金額の払戻しのほう）は、出資者の立場から委託された財産についての、経営者の立場からの返還、すなわち、受託責任の解除に該当するとみられる。もちろん、受託財産の返還それ自体は、会計という行為と同じで

はないが、それに向けた、上述のような拠出資本額の記録管理、したがって、「区別」は、会計（期末報告）の一部でもあろう。その期末報告は本来的に、金額（財産価値）計算の次元ではなくて物量（財産数量）計算の次元で行われていたが（安藤（1997）Chap.6）、後者の計算の次元にも拠出資本額の個別的な（出資者別ないし持分・株式別の）記録管理はなお、矛盾なしに取り込まれ得るはずである（石川 2009b）^{注99}。そうであれば「区別」は、日本で現在もたびたび取り上げられる論点である受託責任の、その解除までを具体的なかたちで視野に入れるのか入れないのか、という想定に付随する論点である。「区別」がないと、拠出資本額を出発点とする受託責任の解除はむずかしい。

4 「拠出資本と留保利益の区別」とルールの形式の想定

受託責任や会計責任の意味もまた論者ごとに多様であり得るが、ともあれ前節で述べた意味の受託財産の返還が実際に行われている以上、それに伴う受託責任の解除を想定・文脈に置くことは排除されないであろう。とはいえその想定は、とくに資本市場（における出資者相互間での持分の取引）を念頭に置くとき、あまり現実味をもたないかもしれない。その内省から始める本節の狙いは、「区別」や受託責任（の解除）と、それらを取り込む会計基準・原則や法律といったルールの形式との関係を問うことにある。たとえば、「区別」は会計基準・原則と法律のうちどちらでルール化されるのが自然であろうか。それは一律に定まるのか。定まるにしても定まらないにしても、いったいなにがルールの形式を左右するのか。いくぶん複雑なそれらの事情に立ち入るにあたって、前もって

本節の結論を示すなら、次のとおり。「区別」の位置づけを決めるのも、関連するルール形式を決めるのも、それらの背後にある想定、である。

本節冒頭でふれたように資本市場を想定するとき、（会計責任ないし期末報告責任の解除にとどまらない）受託財産の返還が現実的でないようにみえる、とここで考えられているのは、受託責任の解除が継続企業の想定に反するから（企業の解散・清算までをも前提にするから）ではない。資本市場に上場している継続企業にあっても、一部の出資者の実質的な脱退時まで含めれば、受託責任解除の意味合いをもつような、経営者から出資者への直接的な財産フローは生じ得る。しかしその意味で程度問題であるとみても、「所有と経営の分離」が進んでいる上場企業で、受託責任の解除が確認される具体的な場面を想定するのは簡単ではない。出資者ごとの個別的な拠出資本額の記録管理も、出資者相互間の取引・入れ替わりが頻繁な上場企業では、意味を失いかねない（石川 2009a）。そのことを結果的には傍証するかたちで、前節までに検討した「区別」の基礎的な想定の実現性も、実質的には中小企業を対象とするにとどまっていた。

その一方で、まず、現代の会計人たちが想起しやすい会計ルールの形式といえば、おそらく（前節でふれた法律以上に）会計基準であり、そしてこの形式ではもっぱら、資本市場と上場企業が想定されるようになっている（たとえば、企業会計基準委員会（2006）Chap.1）。それらの背後で、中小企業を中心とした非上場企業向けの会計ルールがこのところ別個独立に設定されてきているのも、従来までの会計基準が上場企業（とりわけ国際的な資本市場を活用する企業）向けの性格を強めていた証しとみられる。こういったルール形式の想定と「区別」の位置づけ

とは、下で確認していくとおおり、無関係だとは思えない。会計基準の形式で重視される会計の役割が、とくに資本市場への情報提供であるという点は、「区別」の取扱いを（研究上でも）変える可能性がある。

それはまず、会計基準の基礎的な前提や概念が体系化されたものといわれる「概念フレームワーク」から読み取れる。主要な会計基準設定主体による概念フレームワークは、あたかも、財務会計それ自体の一般的な枠組みを示すかのようなタイトルを付されてはいても、実質上はもっと限定的・直接的に、会計基準設定のための枠組みを提供するもの、とみられる。そこで重視されてきた会計情報の特性のうち、「区別」を取り上げる本稿でもとくに注目されるのが、比較可能性である。この特性は、一般的には、たとえば「会計情報の利用者が、時系列比較や企業間比較にあたって、事実の同質性と異質性を峻別できるように」（企業会計基準委員会（2006）10）、公的な会計ルールに求められる統一性・首尾一貫性である。これは情報提供の視座からは、自然な制約であろう。

それと比べると、本稿第2節で取りまとめた「区別」をめぐる基礎的な想定は、もっぱら、当事者間での自発的・私的な利害調整のための実践にもとづいたものであって、本来、公的で、しかも、強制的なルールの形式を要件とはしていなかった。それでもなお、財産分配をめぐる紛争を広く一般に緩和するという目的をもって「区別」が公的にルール化されるときに、その形式として日本で活用されてきたのも、まずは法律上の任意規定であり、そのことは決して、特別なことではなかった。というのは、会計人たちが伝統的に注目して（前節から取り上げて）きた受託責任の解除も、もっぱら法律をルールの形式として、最終的には当事者間での納得に

もとづき行われてきたからである（安藤（1997）Chap.6）。個々に違ってよい「区別」にもとづく財産分配でも受託責任の解除でも、比較可能性が自然と必要になるとは思われない。

それらのルールの源流は、たしかに、本稿の場合とはとくに、プロシア普通国法が適用されていた（会計基準の発想がなかったとみられる）時代・地域にある。資本市場、（そのための）開示規制、そして、会計基準のいずれも未発達であったという、限定された状況で、本来的に「区別」や受託責任をめぐるルール形式が法律であったことに注目しても、それがそのまま、ほかの状況や対象（たとえば現在の日本の会計ルール）を評価するための尺度になる必然性はない。とはいえ、なるほど、たとえば財産分配のための「区別」のあり方には、当の本人たちによる任意性・多様性もあってよいという利害調整の想定下では、個別のアレンジが可能な、いわば「区別」の大枠までを決める任意（的な法律）規定という形式のほうが、（情報提供に比較可能性が求められる会計基準の形式以上に）そもそも有効だったのかもしれない。もちろん、会計基準のもとでは、当事者の任意性が完全に認められないというわけではない。ただ、文書として書かれたルールとまったく別のルールを適用してもよいという発想が、法律の領域での任意規定と強行規定という分類が生まれてくるほどまでに、会計基準の領域で採られてきたとも考えづらいであろう（いわゆる true and fair view と離脱規定も、会計の機能とルールの形式に照らして、ここでの見方を変えない）。

これとつまるどころ、情報提供なら会計基準、利害調整なら法律で公的ルール化するといった結論に向かうことになるだろうか。本節の結論は、（すでに事前に述べておいたとおり）それとは違っている。「区別」は、法律と会計基準の

どちらでも公的ルール化され得るのであって、それらの形式の違いを左右してくるのはやはり、そのルールの背後に置かれている想定であるとみられる。

たとえば、企業会計基準委員会（2006）で、「区別」や受託責任（の解除）等の利害調整に結び付く論点への直接的な言及が少ないのは、そこではもっぱら会計による情報提供が念頭にあるから、なのであろう。「区別」を主体的・積極的には理由づけないようにみえる企業会計基準第5号（28項）も、あくまで、情報提供の観点からそれを評価しているようである。米国財務会計基準審議会（FASB）の概念フレームワークでは「区別」に言及されたものの（FASB（1985）par.214）、とくに拠出資本に留保利益を振り替えること（の法的な許容）が「区別」の反映を困難にする、という見方からいって、そこでもとりわけ会計の情報提供機能が想定されているといえそうである（FASB1978）注20。

概念フレームワークを含む会計基準に、利害調整への視座が（もっと）必要だ、という見解もあろうが、別途論拠が必要になるその点にはあとで（次の第5節で）ごく簡単にふれることにして、ここで重要なことはほかの点にある。それは、第2節でまとめた「区別」の基礎的な想定に照らしてみるなら、会計基準で情報提供が想定されるかぎり、「区別」に言及されないことにも違和感はない（強くはない）、という点である。その一方で、想定される局面・文脈が異なれば、会計基準・原則も「区別」を取り込むようになり得る。実際、「企業会計原則」では明確に「区別」が取り込まれていた（第一・一般原則・三）。それは、「企業会計原則」が一般的な会計基準とはやや異なり、資本市場や上場企業だけを想定していたわけではなかったから、とみられる（同「原則」前文および安藤

2005）。また、国際会計基準審議会（IASB）に採用された概念フレームワーク（IASB1989）でも、財産分配をめぐる利害調整との関わりで、「区別」に言及されていた（par.65）注20。そしてそこでは、これも本稿のここまでの整理と整合的に、経営者の受託責任または説明責任の評価が財務諸表ないし会計の目的として掲げられていたのである（par.14）注20。

このようにみえてくると、「区別」がルール化されるとき、その形式は会計基準・原則になることも法律になることもある。たしかに、会計の利害調整機能が、とくに当事者間の任意性を取り込みやすいルールを必要または適切とするなら、その形式は任意規定の発想をもつ法律であるほうが合理的、とみられる部分もあった注20。それでもやはり、「区別」の意義と位置づけを決めるのは、ルールの形式ではない。そういう文脈が念頭に置かれるときはもはや、ルールの形式だけをみて「会計数値にもとづく財産分配は会計の問題ではなく配当規制の問題である」という、たびたびみかけてきた表面的な理解も、簡単にはできなくなるであろう。また、逆に、会計基準はもっぱら情報提供だけを想定するという先入観的な見方だけでなく、会計ルールの問題は会計基準にのみ存在するという、意識的か無意識的かの推定も、当然にはできなくなるはずである。substance over formの発想は、ここにも適用されてよい注20。

5 結び—「拠出資本と留保利益の区別」の制度会計的な位置づけ

ルール形式の背後にある、想定・文脈の実質までを視野に入れるか否かで、「区別」の制度（会計）的な評価ないし位置づけも異なり得る。ルールの形式は、それ以前の想定にあうものが選択

されればよいのであって、もっと重要なのは、想定自体の是非であろう。

その想定・文脈は、会計の内側というよりも外側から与えられる。たとえば、なんのために会計を行うのか、という目標の想定は、それに伴う帰結等を見越して外側から決められ、これに従い計算構造等の内側が選ばれていく（内的な整合性も問われ得る）。このような意味で、会計の出発点を与える外側からの想定は、論者ごとに経験的な直観も働かせながら定められるとあってよい。

そこには当然（しかし難題）ながら、合理性が求められる。本稿も対象となる例でいえば、会計による情報提供と利害調整のうちどちらか一方を重視する想定、または、その一方が軽視されがちという文脈が設定されるとき、それらは本来、定量的な（外側での帰結を測る）尺度に依拠しないと合理的には評価しきれない論点であろう^{注9}。もちろんルール適用前ならそれは一段と容易でないが、適用後なのになお定性的な（内側の整合面の）次元だけで、しかも前提になる想定・文脈の相違やそれぞれの重要度が確認されないまま議論は続いてきたなら（そこに参画してきた自省から）、会計ルールの外側へといったん出て、そこに置かれている想定 of 合理性を問うていかなければならない、と思うのである。

それゆえ本稿は、「区別」の基礎的な想定を確認したうえ（第2節）、限定的ながらもその現実性を探り（第3節）、ルールの形式による外見評価の過小／過大にも留意した（第4節）。それらの合理性についても一定の検討を加えたつもりだが、しかし実際の「区別」は、本稿の直接的な射程より一見広く上場企業においても、財産分配時に基本的に留保利益から先に減らす（たとえ拠出資本金を先に減らせる状況でも）

といったかたちで使用されているようにみえる。たしかに自己株式の会計（石川 2007a）により持分払戻しの理解（第3節）もやや複雑になるが、もともと基礎的な想定にとって「区別」は出資者・経営者ごとに多様であってもよいかから、任意規定上でそうであったように、「区別」の大枠までが用意されるだけで十分であった。

その、企業形態や上場／非上場に依存しない想定をあてはまりの広さを、偶然とは思わない。そこでの一般性は、いわゆる制度会計論の方法から与えられている。この領域は現在、（ときにおそらく批判的な意味を込めて）法律にもとづく会計の解釈学・訓詁学的な分野とみられるようでもある。しかしあまり強調もされないが制度会計論には、法規定等より先に社会に広く定着した会計（実務）をふまえる素養もあった（とくに、中村（2003）2、安藤（1997）12）。ルールの解釈・適用をめぐる役割の増大が制度（規定）の充実に伴う必然であったなら、上の素養が影を潜めても無理はない。とはいえ本来、会計基準研究がいわば先天的に情報提供や上場企業を志向するとしたら、制度会計研究は相対的により広く利害調整も多様な企業形態も（また会計基準研究と同様に実務も歴史も）取り込み得る。

もちろんその視野の広さは、研究の品質までを約束しない。多様な要因の取込みは、仮説を複合化して、会計事象の因果の特定を複雑にしかねない。それでも「区別」のように現実世界での機能やルール形式が複数であり得る対象を一面だけで評価しきるのも合理的と思えない。想定を固定して関心対象の動きに焦点を絞るのは自覚的に採られる視点であって、想定自体が多様だったり動いたりすることを最初から無視するのは違う。会計基準や債権者保護目的の強行規定（配当規制）がたとえ離れていっても、「区別」の自発的な実務を視野の外に置くには

別の理由が必要である。

その実務と整合的にみえる出資者・経営者間の任意的な財産分配の想定に焦点を絞りつつ、ほかの想定をも視野に入れ（コントロールし）ながら「区別」を位置づけるほうが、説明力は高くなる。想定自体の動きやそれに依拠してくる「区別」の概念とともに、そのもとでの事象、とくに上場企業における「区別」の到達点（注5）的な使い方の不思議もやはり、相互連動的に検討対象となる。

そこに迫るには、ルール形式ごとに縦割りの分野を跨いだ実質検討と相互理解の努力が必要だが、本稿冒頭でふれた研究蓄積の意味を問うのにも、それ以外にないと思う。一般的にいうなら、視野を限って個別的な「想定⇒ルール」のセットを解きほぐしつつ、同時に俯瞰もしながら各セットの間の影響や接点を縫いあわせ、それらの全体像を示した前掲の制度会計論が、「区別」の位置づけをめぐる理念型である。

注(1) ここでの歴史認識に、議論の余地はある（斎藤（2012）19-20）。だが、その認識は正しくないというのも簡単でないほどに、「区別」をめぐる検討の蓄積がある（伊藤（1996）Chaps.1-7）。

注(2) 本稿ではいわば根拠の根拠、ないし、小前提の前にある大前提までを、意識的に視野に入れようとしているわけであるが、その因果連鎖を、どこまでも後退していく意図はない。論拠をめぐる無限後退の可能性は、理論（仮説）にまわりつきが、ここでは本文でふれているような、研究者ごとに異なりやすとみられる想定分岐点までを（私見にもとづき、いくぶん恣意的ながら）選んで辿ろうとしている。もとより、会計とはなにかという次元から話しを始めるのでないかぎり、出発点の選択は、そのあとの議論が生産的になるよう行うしかない。

注(3) 法律を取り上げるというだけで読み手を遠ざける心配はあるが、会社法や金融商品取引法等があと押しする会計をよく知る日本では、それも先入観に尽きるであろう。もともと、会計ルールのあり方を考えるときに、会計基準は取り上げ、（関連）法規定は取り上げなくてよい理由が、つねに自明というわけでない。本文の続きで述べていくとおり、本稿が題材（論拠）

として選ぶ法規定は、上の先入観の原因になる文脈・想定をよい意味で裏切ると思う。

注(4) 企業会計基準委員会（2006）で、会計（情報）の利害調整機能が副次的な機能と位置づけられていることについては第4節でふれる。ひとまずここでは利害調整が、会計基準の機能というより会計の機能として否定されていないだけで十分である。

注(5) 経営者報酬の調整と財産分配の調整とでは、会計数値の使われ方が同じでないことを承知してもなお、この段落の内容に当を得る部分があるでしょう。そのとき最終的に重要になる問いは、本文でふれた意味の財産分配（利害調整）の到達点に向けて、「区別」が（どのように）使われるのか、それがエージェント・コストを下げ得るのか、であろう。とはいえ、本稿の主題のもとでその点を論じきるのは、（第3節の内容を考慮に入れても）むずかしい。ここではひとまず、その問題を明確に認識したうえで、それに関わる基礎的な想定（1）にあらためてふれておくまでにしたい。

注(6) それでも依然として「拠出資本と留保利益の区別」のほうはがはるかに、会計研究でどのような役割・位置づけ・重要度を与えられるのか、不明確なままである。だからこそ本稿が心がけるのは、「区別」をめぐる、予断を排して基礎的な想定に立ち返ることである。

注(7) 民法第674条

当事者が損益分配の割合を定めなかったときは、その割合は、各組員の出資の価額に応じて定める。

利益又は損失についてのみ分配の割合を定めたときは、その割合は、利益及び損失に共通であるものと推定する。

注(8) 民法第681条第2項

脱退した組員の持分は、その出資の種類を問わず、金銭で払い戻すことができる。

注(9) 民法第688条第3項

残余財産は、各組員の出資の価額に応じて分割する。

注(10) 会社法第622条

損益分配の割合について定款の定めがないときは、その割合は、各社員の出資の価額に応じて定まる。

利益又は損失の一方についてのみ分配の割合についての定めを定款で定めたときは、その割合は、利益及び損失の分配に共通であるものと推定する。

注(11) 平成17年改正前商法の合名会社規定についての注釈だが、実質的に平成17年制定会社法の合名会社にも通用するとみられる伝統的な理解として、たとえば、上柳・鴻・竹内（1985）215-217（伊沢和平）。

注(12) 同条は、平成17年改正前商法の第2章第2節「会社ノ内部ノ関係」（上点一石川）に置かれた次の規定であった。

第68条

会社ノ内部ノ関係ニ付テハ定款又ハ本法ニ別段ノ定ナキトキハ組合ニ関スル民法ノ規定ヲ準用ス

注⑬ 会社法第 624 条第 1 項

社員は、持分会社に対して、既に出資として払込み又は給付をした金銭等の払戻し（以下この編において「出資の払戻し」という。）を請求することができる。

注⑭ なお、日本の民法および商法の制定いらい、それらの趣旨に変化はないとみられる。組合につき明治 23 年旧民法財産取得編第 6 章「会社」規定（とくに 136 条～138 条）、また、合名会社につき明治 23 年旧商法第 6 章第 1 節「合名会社」規定（とくに 96 条～97 条および 105 条）。

注⑮ ここではとくに、鷹野（2011）、坂本（2011）、町山（2011）、塚越（2011）。なお、判例（研究）の、事例（研究）的な位置づけと一般性につき石川（2013）。

注⑯ 途中脱退の出資者の持分額に留保利益額を含めないのは、先に出資をしていた出資者と、あとに出資をしていた出資者との間で、留保利益額の按分が容易でないから、とみられる。出資のタイミングが異なり得ることを考えれば、各出資者の持分金額を計算する方法として、資本（純資産）額を持分数量とか出資口数（株式会社でいう株式数）で割り振る方法も、唯一のものとはみられないであろう。たとえばせめて出資が行われたあとの留保利益は持分額に応じて按分するのが合理的と思われるかもしれない。ただその採用も、処理のコストとの衡量次第であろう。なお、いずれにしても本文中で後述のとおり、結局「区別」は要る。

注⑰ ちなみに、協同組合における剰余金の配当は一般に、払込済出資額にもとづいて行われる（というルールになっている）といわれる。

注⑱ 念のためにいうと、ここでは、（一部の）組合における資本が負債に分類されるべきだ、といった含意まではない。勘定処理上の同質性はあり得ても、そのことが、たとえば組合員の残余請求権者としての立場を変えるわけでない。

注⑲ 他方で留保利益額の記録管理は、安藤（1997）Chap.5 にいう「利益調整の系譜」に含まれるとみられる。

注⑳ 「区別」に、期間損益の累計額（マイナス現金配当額）の情報を提供する役割が想定されている場合（FASB（1985）par.214）、拠出資本への留保利益の振替えは「区別」を混同するのかもしれない。しかし財産分配をめぐる利害の調整が想定される場合、当事者たちが合意・可決するかぎり、その振替えが「区別」の混同をもたらすとはみられない（石川 2007b）。ただ、自己株式の会計処理が「区別」に与える影響の理解は、たしかに簡単ではない（次節でもふれる）。

注㉑ もっとも、そこで想定されている利害調整は、法律により強制されるものであり得るが、そのことは、会計の機能想定とルール形式との関係をめぐる本文の趣旨を変えない。

注㉒ ちなみに、IAS（1989）には、FASB（1985）でふれられていた前述（注 20）の意味における「区別」

の混同に言及がない（pars.65-68）。（言葉の有無とか文章の解釈による遊びに陥るのを恐れるが）その事実も結果的に本稿のここまでと矛盾しない。

注㉓ それに対して、会計の情報提供機能については、資本市場の声や変化速度に適應する必要性が大きいとすれば、（具体的なルール設定のプロセスにもよるが）法律よりも会計基準のほうが、ルール形式として適切であり得る（大日方（2013）193-194）。

注㉔ 形式が会計基準なら、そこで定められるルールも（法律的でなく）会計的になる、という保証はない。たとえば、企業会計基準の設定は、直接には民間組織により行われても、そのあとの公的機関による確認や法的規範性の付与が予定されている（企業会計基準が、金融商品取引法だけでなく会社法にも実質的・自動的に取り込まれることが予定されている）のなら、それは最初から法律として定められるのとなりがどれだけ異なるのか、表面的にはわからない（神田 2007）。また、民間の企業会計基準委員会であれ、公的な法制審議会であれ、委員構成がルールのあり方を左右する可能性もあろう。もっぱら税法規定に依拠する税務会計では、もっと事情が複雑かもしれない。いずれにせよやはり、あるルールを会計的か法律的かのどちらに位置づける場合であれ、形式より実質の根拠をみるのがよい。

注㉕ 会計本来の機能というものを想定するとしても、それが過去から現在までの通時的な本来性を指すのか、それとも現在の重要度で順位づけられるような共時的な本来性を指すのか、それぞれの文脈で合理性の評価は異なり得る。

〈引用文献〉

- 安藤英義. 1997. 『新版 商法会計制度論』白桃書房。
安藤英義. 2002. 「会計の二つの機能をめぐる諸問題—利害調整と情報提供—」『一橋論叢』127（4）：347-362。
安藤英義. 2005. 「会計基準の設定主体と適用範囲—わが国における歴史の変遷」『企業会計』57（1）：4-11。
石川 業. 2007a. 「「払込資本と留保利益の区別」の多様性と当事者間の合意による選定」『経営総合科学』88：21-53。
石川 業. 2007b. 「「払込資本と留保利益の区別」と出資者・経営者の利害調整」安藤英義先生退官記念論文集刊行委員会編『会計学論考—歴史と最近の動向』：171-197。
石川 業. 2009a. 「交付株式の会計にみる「拠出資本と留保利益の区別」のあり方と意義」『會計』176（2）：53-66。
石川 業. 2009b. 「純資産・株主資本の簿記と発行済株式の簿記との相互補完—全体的・金額的な把握と個別的・質量的な把握の分担—」『日本簿記学会年報』24：47-55。
石川 業. 2010. 「出資者＝経営者間における利害調整

- のための事業別「拠出資本と留保利益の区別」—1794年プロシア普通国法をつうじたGAAPとしての位置づけ— (1) 『商學討究』 61 (2・3) : 137-170。
- 石川 業. 2011a. 「「拠出資本と留保利益の区別」をめぐる研究者たちの沈黙 (1)」 『企業会計』 63 (5) : 108-109。
- 石川 業. 2011b. 「出資者=経営者間における利害調整のための事業別「拠出資本と留保利益の区別」—1794年プロシア普通国法をつうじたGAAPとしての位置づけ— (2・未完)」 『商學討究』 62 (2・3) : 219-246。
- 石川 業. 2013. 「勘定理論と「拠出資本と留保利益の区別」の主従一名目・実在勘定の分類と損益資本金振替えの可否との関係—」 『日本簿記学会年報』 28 : 43-50。
- 伊藤邦雄. 1996. 『会計制度のダイナミズム』 岩波書店。
- 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編集代表. 1985. 『新版 注釈会社法 (1) 会社総則、合名会社、合資会社』 有斐閣。
- 大日方隆. 2013. 『アドバンスト財務会計 (第2版)』 中央経済社。
- 神田秀樹. 2007. 「デファクト・スタンダードとしての会計基準の形成：小賀坂報告に対するコメント」 『ソフトウェア研究』 9 : 75-77。
- 企業会計基準委員会. 2006. 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』。
- 斎藤静樹. 2012. 「資本と利益の区分と剰余金の区分—資本剰余金を原資とする配当にふれて—」 『企業会計』 64 (1) : 17-24。
- 坂本一公. 2011. 「中小企業組合会計の現状と今後を考える 第2回 定款参考例の注記による持分払戻方法と分割型減資について」 『中小企業と組合』 66 (2) : 12-14。
- 鈴木祿彌編. 1993. 『新版 注釈民法 (17) 債権 (8)』 有斐閣。
- 鷹野宏行. 2011. 「中小企業組合会計の現状と今後を考える 第1回 中小企業等協同組合における出資持分評価の動向」 『中小企業と組合』 66 (1) : 16-19。
- 中村 忠. 1975. 『資本金論 (増訂版)』 白桃書房。
- 中村 忠. 2003. 『制度会計の基礎知識』 税務研究会出版局。
- 納屋雅城. 2005. 「民法上の組合における損益分配の割合の推定の例外—東京高裁平成一五年一月二六日判決を素材として—」 『近畿大學法學』 53 (1) : 1-27。
- 堀越正司. 2011. 「中小企業組合会計の現状と今後を考える 第4回 相談事例からみた持分の払戻し」 『中小企業と組合』 66 (4) : 14-17。
- 町山三郎. 2011. 「中小企業組合会計の現状と今後を考える 第3回 医療法人等における払戻しの実際」 『中小企業と組合』 66 (3) : 12-14。
- Financial Accounting Standards Board. 1978. *Statements of Financial Accounting Concepts No.1 Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises.*
- Financial Accounting Standards Board. 1985. *Statements of Financial Accounting Concepts No.6 Elements of Financial Statements a replacement of FASB Concepts Statement No.3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No.2) .*
- International Accounting Standards Committee. 1989. *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements.*
- (付記) 本稿は、日本会計研究学会第71回大会 (2012年9月) 自由論題報告の内容に加筆・修正を加えたものである。